⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑷　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営又は改修工事の機械設備工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上４階建以上かつ施工面積が１棟3,100㎡以上の病院、診療所、研究施設、校舎、庁舎の新営又は全面改修（給排水・空調設備を含むこと）工事の機械設備工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、地上２階建以上かつ施工面積が１棟1,500㎡以上の病院、診療所、研究施設、校舎、庁舎の新営又は全面改修（給排水・空調設備を含むこと）工事の機械設備工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷①に掲げる工事又はこれと同等以上の施工経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　共同企業体の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑿　１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

・評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高35点とする。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　企業の信頼性・社会性

・ワーク・ライフ・バランス等の推進

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

・総合的なコスト

・社会的要請

③　工事全般の施工計画

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒700―8530 岡山市北区津島中一丁目１番１号　国立大学法人岡山大学　施設企画部施設企画課総務・契約担当　電話086―251―7123

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　令和２年10月16日（金）から令和２年11月９日（月）まで

入札説明書の交付に当たっては、原則として、「文部科学省電子入札システム」（https://portal.ebid02.mext.go.jp/top）の本学の当該調達案件又は、「岡山大学ホームページ」（http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html）からのダウンロード配布（無料）により交付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法　令和２年10月19日（月）から令和２年11月９日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで　上記⑴に持参すること。（電子入札システムにも入力のこと）

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記⑶に同じ。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、令和２年12月24日（木）12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送すること（郵送による入札書の受領期限も同じ。）。電送による提出は認めない。

開札は、令和２年12月25日（金）14時00分岡山大学本部棟３階入札室において行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。見積もる入札金額（税込み）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、銀行又は本学が確実と認める金融機関の入札保証保険契約若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証の予約を受けた場合には、入札保証金の納付を免除する。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。